

大阪広域水道企業団公告第6号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、大阪広域水道企業団太子水道事業指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成31年4月1日

大阪広域水道企業団企業長 竹山 修身

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	廃止年月日
太子 第83号	マツオ設備 竹内 松男	藤井寺市古室一丁目8番12号	平成31年3月8日